

特定複合観光施設区域整備法施行令 新旧対照条文

○銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）（附則第二条関係）	1
○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）（附則第三条関係）	2
○インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）（附則第四条関係）	9
○海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）（附則第五条関係）	10

○銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）（附則第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（人の生命又は身体を害する罪等） 第十二条（略） 2 法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。 一 四十六（略） 四十七 特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号） 第二百四十九条に規定する罪</p>	<p>（人の生命又は身体を害する罪等） 第十二条（略） 2 法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。 一 四十六（略） （新設）</p>

○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において、「犯罪による収益」、「特定事業者」、「顧客等」、「代表者等」、「取引時確認」、「疑わしい取引の届出」又は「特定受任行為の代理等」とは、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「法」という。）第二条各項、第四条第六項、第八条第三項又は別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項に規定する犯罪による収益、特定事業者、顧客等、代表者等、取引時確認、疑わしい取引の届出又は特定受任行為の代理等をいう。</p> <p>（貴金属等）</p> <p>第四条 法第二条第二項第四十二号に規定する政令で定める貴金属は、金、白金、銀及びこれらの合金とする。</p> <p>2 法第二条第二項第四十二号に規定する政令で定める宝石は、ダイヤモンドその他の貴石、半貴石及び真珠とする。</p> <p>（金融機関等の特定取引）</p> <p>第七条 次の各号に掲げる法の規定に規定する政令で定める取引は、当該各号に定める取引（法第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書に記載された当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものを除く。以下この項において「対象取引」という。）及び対象取引以外の取引で、疑わしい取引（取引において收受する財産が犯罪による収益である疑い又</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において、「犯罪による収益」、「特定事業者」、「顧客等」、「代表者等」、「取引時確認」、「疑わしい取引の届出」又は「特定受任行為の代理等」とは、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「法」という。）第二条各項、第四条第六項、第八条第三項又は別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項に規定する犯罪による収益、特定事業者、顧客等、代表者等、取引時確認、疑わしい取引の届出又は特定受任行為の代理等をいう。</p> <p>（貴金属等）</p> <p>第四条 法第二条第二項第四十一号に規定する政令で定める貴金属は、金、白金、銀及びこれらの合金とする。</p> <p>2 法第二条第二項第四十一号に規定する政令で定める宝石は、ダイヤモンドその他の貴石、半貴石及び真珠とする。</p> <p>（金融機関等の特定取引）</p> <p>第七条 次の各号に掲げる法の規定に規定する政令で定める取引は、当該各号に定める取引（法第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書に記載された当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものを除く。以下この項において「対象取引」という。）及び対象取引以外の取引で、疑わしい取引（取引において收受する財産が犯罪による収益である疑い又</p>

は顧客等が取引に関し組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第十条の罪若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる取引をいう。第九条第一項及び第十三条第二項において同じ。）その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものとする。

一〇三（略）

四 法別表第二条第二項第四十号に掲げる者の項 次のいずれかに該当する取引

イ 特定資金移動業務（特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二条第八項第二号イに規定する特定資金移動業務をいう。ホにおいて同じ。）又は特定資金受入業務（同号ロに規定する特定資金受入業務をいう。ニ及びホにおいて同じ。）に係る口座の開設を行うことを内容とする契約の締結

ロ 特定資金貸付契約（特定複合観光施設区域整備法第七十三条第十項に規定する特定資金貸付契約をいう。ホにおいて同じ。）の締結

ハ チップ（特定複合観光施設区域整備法第七十三条第六項に規定するチップをいう。以下ハにおいて同じ。）の交付若しくは付与又は受領をする取引（第三項第六号において「チップ交付等取引」という。）であつて、当該取引に係るチップの価額が三十万円を超えるもの

ニ 特定資金受入業務に係る金銭の受入れ

ホ 特定資金受入業務に係る金銭の払戻し（特定資金移動業務に係る為替取引を伴うものを除く。）、特定資金貸付契約に係る債権の弁済の受領（特定複合観光施設区域整備法第二条第八項第二号イに規定するカジノ管理委員会規則で定める金

は顧客等が取引に関し組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第十条の罪若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる取引をいう。第九条第一項及び第十三条第二項において同じ。）その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものとする。

一〇三（略）

（新設）

融機関が行う為替取引（口座間の金銭の移動に係るものに限る。）を伴うものを除く。）又は同号二に掲げる業務に係る金銭の両替（第三項第七号において「カジノ関連金銭受払取引」という。）であつて、当該取引の金額が三十万円を超えるもの

へ カジノ行為関連景品類（特定複合観光施設区域整備法第二条第十三項に規定するカジノ行為関連景品類をいい、同項第一号に掲げるものに限る。以下へ及び第三項第八号において同じ。）の提供であつて、当該提供に係るカジノ行為関連景品類の価額が三十万円を超えるもの

五 法別表第二条第二項第四十一号に掲げる者の項 同項に規定する売買契約の締結又はその代理若しくは媒介

六 法別表第二条第二項第四十二号に掲げる者の項 その代金の額が二百万円を超える貴金属等（法第二条第二項第四十二号に規定する貴金属等をいう。以下同じ。）の売買契約の締結

七 法別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項 同項に規定する契約の締結

2
(略)

3 特定事業者が同一の顧客等との間で二以上の次の各号に掲げる取引を同時に又は連続して行う場合において、当該二以上の取引が一回当たりの取引の金額を減少させるために一の当該各号に掲げる取引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであるものときは、当該二以上の取引を一の取引とみなして、第一項の規定を適用する。

一～五 (略)

六 チップ交付等取引

七 カジノ関連金銭受払取引

八 カジノ行為関連景品類の提供

九 貴金属等の売買契約の締結

四 法別表第二条第二項第四十号に掲げる者の項 同項に規定する売買契約の締結又はその代理若しくは媒介

五 法別表第二条第二項第四十一号に掲げる者の項 その代金の額が二百万円を超える貴金属等（法第二条第二項第四十一号に規定する貴金属等をいう。以下同じ。）の売買契約の締結

六 法別表第二条第二項第四十二号に掲げる者の項 同項に規定する契約の締結

2
(略)

3 特定事業者が同一の顧客等との間で二以上の次の各号に掲げる取引を同時に又は連続して行う場合において、当該二以上の取引が一回当たりの取引の金額を減少させるために一の当該各号に掲げる取引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであるものときは、当該二以上の取引を一の取引とみなして、第一項の規定を適用する。

一～五 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

六 貴金属等の売買契約の締結

(司法書士等の特定業務)

第八条 法別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項の中欄各号列記以外の部分に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇四 (略)

2 法別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項の中欄第二号に規定する政令で定める会社の組織、運営又は管理に関する行為又は手続は、次の各号に掲げる会社の区分に応じ、当該各号に定める事項に関する行為又は手続とする。

一〇二 (略)

3 法別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項の中欄第二号に規定する会社以外の法人、組合又は信託であつて政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇九 (略)

4 法別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項の中欄第二号に規定する政令で定める行為又は手続は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項に関する行為又は手続とする。

一〇六 (略)

(司法書士等の特定取引)

第九条 法別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項から第二条第二項第四十八号に掲げる者の項までに規定する政令で定める取引は、特定受任行為の代理等(同表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項の中欄第三号に掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等(次項において「第三号特定受任行為の代理等」という。))にあつては、当該財産の価額が二百万円以下のものを除く。)を行うことを内容とする契約の締結(法第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書に記載された当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものを除

(司法書士等の特定業務)

第八条 法別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項の中欄各号列記以外の部分に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇四 (略)

2 法別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項の中欄第二号に規定する政令で定める会社の組織、運営又は管理に関する行為又は手続は、次の各号に掲げる会社の区分に応じ、当該各号に定める事項に関する行為又は手続とする。

一〇二 (略)

3 法別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項の中欄第二号に規定する会社以外の法人、組合又は信託であつて政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇九 (略)

4 法別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項の中欄第二号に規定する政令で定める行為又は手続は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項に関する行為又は手続とする。

一〇六 (略)

(司法書士等の特定取引)

第九条 法別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項から第二条第二項第四十七号に掲げる者の項までに規定する政令で定める取引は、特定受任行為の代理等(同表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項の中欄第三号に掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等(次項において「第三号特定受任行為の代理等」という。))にあつては、当該財産の価額が二百万円以下のものを除く。)を行うことを内容とする契約の締結(法第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書に記載された当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものを除

く。）及び当該契約の締結以外の取引で、疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものとする。

2 (略)

(少額の取引等)

第十五条 法第七条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 前号に掲げるもののほか、次のイからハまでに掲げる特定事業者の区分に応じ、当該イからハまでに定める取引

イ (略)

ロ 法第二条第二項第四十号に掲げる特定事業者 第七条第一項第四号ホに規定する金銭の両替であつて、当該取引の金額が三十万円以下のもの

ハ 法第二条第二項第四十二号に掲げる特定事業者 その代金の額が二百万円以下の貴金属等の売買

四 (略)

2 法第七条第二項に規定する政令で定める特定受任行為の代理等は、次に掲げるものとする。

一 法別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項の中欄第三号に掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等のうち、当該財産の価額が二百万円以下のもの

二 (略)

(宅地建物取引業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第三十四条 法第二条第二項第四十一号に掲げる特定事業者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）に対する法第十五条、第十六条第一項、第十七条及び第十八条に定める国土交通大臣の権限は、その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地

く。）及び当該契約の締結以外の取引で、疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものとする。

2 (略)

(少額の取引等)

第十五条 法第七条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 前号に掲げるもののほか、次のイ又はロに掲げる特定事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める取引

イ (略)

(新設)

ロ 法第二条第二項第四十一号に掲げる特定事業者 その代金の額が二百万円以下の貴金属等の売買

四 (略)

2 法第七条第二項に規定する政令で定める特定受任行為の代理等は、次に掲げるものとする。

一 法別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項の中欄第三号に掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等のうち、当該財産の価額が二百万円以下のもの

二 (略)

(宅地建物取引業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第三十四条 法第二条第二項第四十号に掲げる特定事業者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）に対する法第十五条、第十六条第一項、第十七条及び第十八条に定める国土交通大臣の権限は、その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方

方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2・3 (略)

(司法書士等に係る取引等に関する行政庁の権限委任等)

第三十五条 法第二条第二項第四十五号に掲げる特定事業者に対する法第十五条、第十六条第一項及び第十七条に定める財務大臣の権限は、その事務所(司法書士法人にあつては、主たる事務所)の所在地を管轄する法務局及び地方法務局長の長に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2 前項に規定する財務大臣の権限で、法第二条第二項第四十五号に掲げる特定事業者(司法書士法人に限る。次項において同じ。)の主たる事務所以外の事務所(以下この条において「従たる事務所」という。)に対するものについては、前項に規定する法務局及び地方法務局長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する法務局及び地方法務局長の長も行使することができる。

3 前項の規定により法第二条第二項第四十五号に掲げる特定事業者の従たる事務所に対して報告若しくは資料の提出の求め若しくは質問若しくは立入検査又は指導、助言若しくは勧告(以下この条及び次条において「検査・指導等」という。)を行った法務局又は地方法務局長の長は、当該特定事業者の主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対して検査・指導等の必要を認めるときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対し、検査・指導等を行うことができる。

(税理士等に係る取引等に関する行政庁の権限委任等)

第三十六条 法第二条第二項第四十八号に掲げる特定事業者に対する法第十五条、第十六条第一項及び第十七条に定める財務大臣の権限は、国税庁長官に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2・3 (略)

(司法書士等に係る取引等に関する行政庁の権限委任等)

第三十五条 法第二条第二項第四十四号に掲げる特定事業者に対する法第十五条、第十六条第一項及び第十七条に定める財務大臣の権限は、その事務所(司法書士法人にあつては、主たる事務所)の所在地を管轄する法務局及び地方法務局長の長に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2 前項に規定する財務大臣の権限で、法第二条第二項第四十四号に掲げる特定事業者(司法書士法人に限る。次項において同じ。)の主たる事務所以外の事務所(以下この条において「従たる事務所」という。)に対するものについては、前項に規定する法務局及び地方法務局長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する法務局及び地方法務局長の長も行使することができる。

3 前項の規定により法第二条第二項第四十四号に掲げる特定事業者の従たる事務所に対して報告若しくは資料の提出の求め若しくは質問若しくは立入検査又は指導、助言若しくは勧告(以下この条及び次条において「検査・指導等」という。)を行った法務局又は地方法務局長の長は、当該特定事業者の主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対して検査・指導等の必要を認めるときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対し、検査・指導等を行うことができる。

(税理士等に係る取引等に関する行政庁の権限委任等)

第三十六条 法第二条第二項第四十七号に掲げる特定事業者に対する法第十五条、第十六条第一項及び第十七条に定める財務大臣の権限は、国税庁長官に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2 (略)

3 第一項に規定する財務大臣の権限で、法第二条第二項第四十八号に掲げる特定事業者（税理士法人に限る。次項において同じ。

）の主たる事務所以外の事務所（以下この条において「従たる事務所」という。）に対するものについては、前項に規定する国税局長及び税務署長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する国税局長及び税務署長も行使することができる。

4 前項の規定により法第二条第二項第四十八号に掲げる特定事業者の従たる事務所に対して検査・指導等を行った国税局長又は税務署長は、当該特定事業者の主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対して検査・指導等の必要を認めるときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対し、検査・指導等を行うことができる。

2 (略)

3 第一項に規定する財務大臣の権限で、法第二条第二項第四十七号に掲げる特定事業者（税理士法人に限る。次項において同じ。

）の主たる事務所以外の事務所（以下この条において「従たる事務所」という。）に対するものについては、前項に規定する国税局長及び税務署長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する国税局長及び税務署長も行使することができる。

4 前項の規定により法第二条第二項第四十七号に掲げる特定事業者の従たる事務所に対して検査・指導等を行った国税局長又は税務署長は、当該特定事業者の主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対して検査・指導等の必要を認めるときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対し、検査・指導等を行うことができる。

○インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）（附則第四条
関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪） 第一条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（次条において「法」という。）第十四条第一項の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。 一〜二十三 （略） 二十四 特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二百三十七条第一項第六号（同法第六十九条に係る部分に限る。）に規定する罪（児童をカジノ施設に入場させ、又は滞在させる行為に係るものに限る。） 二十五 （略）</p>	<p>（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪） 第一条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（次条において「法」という。）第十四条第一項の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。 一〜二十三 （略） （新設） 二十四 （略）</p>

○海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改 正 後</p>	<p>第五条 法第七条第二号ルの政令で定める罪は、次に掲げるものとする。 一 四十六（略） 四十七 特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二百四十九条に規定する罪</p>
<p>改 正 前</p>	<p>第五条 法第七条第二号ルの政令で定める罪は、次に掲げるものとする。 一 四十六（略） （新設）</p>